

12月13日(金)は、児童手当制度改正後の初回振込日です

子ども支援課 ☎048(473)1784

これまで振込日前に発送していた支払通知書の送付がなくなるため、対象となる人は制度改正後の金額が振り込まれているか、振込先口座をご確認ください。なお、口座への振り込みが完了する時間は金融機関によって異なるため、振込先口座の確認は振込日の翌日以降に行ってください。

児童手当制度改正後の手当額

対象年代	月額
0歳以上3歳未満	15,000円(第3子以降*は30,000円)
3歳以上18歳年度末(18歳を迎えた年の年度末まで)	10,000円(第3子以降*は30,000円)

*第3子以降とは、22歳年度末までの養育する子のうち、3番目以降の子をいいます。

▼12月13日(金)に上記月額の2か月分の手当を口座に振り込みます。

児童手当制度改正に伴い申請が必要となる場合があります

対象 所得上限の撤廃により新たに受給権が発生する世帯や18歳年度末から22歳年度末までの子どもがいる世帯で、多子加算を受ける世帯など

申請 令和7年3月31日(月)までに郵送または直接、子ども支援課へ

▼3月31日(月)までに申請した場合は、令和6年10月分の手当から受給できます。

▼3月31日(月)以降に申請した場合は、申請日の属する月の翌月分からの手当となります。

▼すでに申請をしている世帯についても、申請日によっては令和7年1月以降の振り込みとなる場合があります。

▼申請書類など詳しくは、市ホームページをご確認ください。

▲市ホームページ



障がい者理解促進事業～手話～

共生社会推進課 ☎048(473)1449

手話で絵本読み語りワークショップ

昨年度の子ども手話教室事業で好評だったNPO法人しゅわえもんの講師による、手話での絵本読み語りワークショップを開催します。

とき 12月27日(金) 13時30分～15時30分

ところ 市役所1階市民ホール

対象 どなたでも(市内の小・中学生を優先)

定員 20人(観覧のみの場合は申込み不要)

費用 無料

講師 佐沢 静枝さん(立教大学日本手話兼任講師)

申込み 12月22日(日)までに申込みフォームから申込み

▼詳しくは、市ホームページまたは共生社会推進課へ



▲市ホームページ

子ども手話教室@スターバックスコーヒー

スターバックスでドリンクを注文するときの手話や指文字を学びます。また、名前を表す指文字シールを貼ったペーパーカップを作ります。

とき 1月6日(月) 10時～11時

ところ スターバックスコーヒー志木駅前店

対象 どなたでも(市内在住の親子を優先)

定員 14人

費用 400～700円(材料費)

講師 吉川 梓さん(スターバックスコーヒー志木駅前店)、千葉 美香さん(志木市聴覚障害者の会)

申込み 12月22日(日)までに申込みフォームから申込み

▼詳しくは、市ホームページまたは共生社会推進課へ



▲市ホームページ